証券コード　3858
平成27年６月１日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目21番１号
明　宝　ビ　ル　６　階
株式会社ユビキタス
代表取締役社長　佐　野　勝　大

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って平成27年６月15日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月16日（火曜日）午後３時00分
（受付開始　午後２時30分）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
BIZ新宿（新宿区立産業会館）　１Ｆ　多目的ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　第14期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

（１）書面による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月15日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネットによる議決権行使の場合
　インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成27年６月15日（月曜日）午後６時までに行使してください。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけるのは、議決権を有する株主ご本人様に限らせていただきます。当日ご出席いただけない場合には、**議決権を有する他の株主様１名**を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。但し、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（URL http://www.ubiquitous.co.jp/ir/index.html）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

２．議決権行使のお取扱いについて

（１）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）議決権の行使期限は、平成27年６月15日（月曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（４）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

（１）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（１）パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a)ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
(b)PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

（2）携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated､Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031

（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における売上高合計は885,651千円となり、平成26年５月14日発表の通期業績予想に対し110.7%の達成率となりました。形態別の内訳では、ソフトウェア使用許諾売上高526,830千円、サポート売上高48,320千円、ソフトウェア受託開発売上高291,730千円、製品売上高12,661千円及びその他の売上高6,109千円となりました。

セグメント及び分野別の売上内訳及び事業状況は、以下のとおりであります。

セグメント	分野	当事業年度		前事業年度		増減率（%）
		売上高（千円）	売上割合（%）	売上高（千円）	売上割合（%）	
組込みソフトウェア事業	ネットワーク関連	350,179	39.5	364,342	47.7	△3.9
	データベース関連	226,643	25.6	132,234	17.3	71.4
	高速起動関連	148,928	16.8	106,201	13.9	40.2
	小計	725,751	81.9	602,778	78.9	20.4
サービス事業	サービスプラットフォーム関連	159,900	18.1	161,664	21.1	△1.1
	合計	885,651	100.0	764,443	100.0	15.9

①組込みソフトウェア事業

組込みソフトウェア事業の売上高は、前事業年度比20.4%増となりました。主に、データベース関連での既存顧客からのロイヤルティ収益が好調かつ新規顧客からのまとまったロイヤルティ収益が計上されたこと、高速起動関連において車載関連の複数の既存顧客からロイヤルティ収益を中心として好調であったことから全体の売上を押し上げる結果となりました。

a.ネットワーク関連

スマートエネルギー/スマートホーム分野を中心に新規顧客に対する「Ubiquitous ECHONET Lite」「Ubiquitous Network Framework」「Ubiquitous Wi-SMART(ワイスマート)」等の製品を中心として複数の中大型案件を含む受託開発収益及びロイヤルティ収益が好調であり、「Ubiquitous DLNA」等家電分野における既存顧客からの収益も獲得し、いくつかは翌事業年度に継続される案件の獲得を行うことができました。

一方、「Ubiquitous Miracast」等車載機器分野向けの製品については、獲得後の案件キャンセル等もあり、ネットワーク関連全体としては、期初の計画よりやや低調な着地となりました。

スマートホーム分野に関する活動としては、平成26年７月に、HEMS(Home Energy Management System：電力の見える化や制御を含む宅内の電力管理システム)機器やスマートメーター向けのソリューションとして、これらの通信に用いられる国際無線通信規格「Wi-SUN®(ワイサン：Wireless Smart Utility Network)」の標準プロトコルに対応した通信用プロトコルスタック「Ubiquitous Wi-SMART」の発売を開始する等、平成28年からの電力小売自由化の流れの中で、収益獲得が期待できる製品の開発や業務提携を進めました。

車載機器分野に関する活動としては、平成26年５月に、サイバートラスト株式会社と共同で運転時のドライバーを特定可能にする「ドライバーズ認証ソリューション」のコンセプトデモの発表を行い、引き続き、ドライバーと自動車の相互認証を実現する次世代認証プラットフォームの可能性を探求しております。

また、次世代車載情報機器のネットワーク化に伴うコネクティビティ、セキュリティ関連の技術への取り組みも継続して行っております。

株式会社村田製作所との協業成果としては、スマートエネルギー/スマートホーム分野、車載機器分野に加え、新たにセンサー分野などで検討を開始しており、また、CEATEC等国内外の展示会の共同出展や、主要顧客への共同提案など積極的な施策を実施し、複数の案件獲得と売上計上を実現しました。

b.データベース関連

新規顧客との包括開発契約に基づくロイヤルティ及び既存顧客からのロイヤルティを中心にOA分野及び車載機器分野を中心に売上を計上しました。また、産業機器分野において新規顧客より契約時一時金を獲得しております。その結果、データベース関連全体としては、期初の計画を大きく上振れる着地となりました。なお、OA分野においては、平成26年６月に京セラドキュメントソリューションズ株式会社のプリンター・複合機に採用されたことを発表いたしました。

今後も安定した収益が見込めるOA、産業機器市場への販売強化を引き続き行うとともに、「Ubiquitous DeviceSQL」のIoT（Internet of Things：モノのインターネット）分野での適用可能性を継続して検討しております。

c.高速起動関連

既存の大口顧客より、顧客製品の販売好調を背景に包括契約の締結及びロイヤルティの追加販売による収益を獲得、その他の車載機器の顧客からのロイヤルティ収益も安定して推移しました。また複数の顧客より、次期製品への搭載を前提とした新規案件を獲得しました。その結果、高速起動関連全体としては、期初の計画を上回る着地となりました。引き続き、カーナビゲーションシステム、ディスプレイオーディオなど車載向けの端末を中心として、複数社との間で大・中規模案件の研究開発・商品化に向けた実装を継続しております。

また、平成26年９月にはミラクル・リナックス株式会社と、自動車メーカーや車載機器メーカーを対象に車載機器やIVI（In-Vehicle Infotainment：自動車に「インフォメーション（情報）」と「エンターテインメント（娯楽）」の機能を幅広く提供するもの）向けのソフトウェア販売から技術サポートまでワンストップで提供することを目的に開発、販売に関する業務提携に合意したことを、平成27年１月には、Tizen IVI 3.0ベースで開発した組込みシステム向けLinux OS - Embedded MIRACLEと「Ubiquitous QuickBoot」を統合した組込みLinux統合ソリューションのプロトタイプを開発したことを発表しました。引き続き、車載品質の組込みLinuxとミドルウェアを組み合わせたベストソリューションの共同開発を両社で進めてまいります。

②サービス事業

当第４四半期会計期間において、平成28年より始まる電力小売自由化の流れの中で、電力小売事業に参入予定の事業者との間でスマートエネルギー関連の大型案件の受託開発、ロイヤルティ、契約時一時金による収益を計上い

たしました。また、HEMSクラウドサービス「Navi-Ene」に関する受託開発案件、HEMS機器「Navi-Ene」の販売、及びオフィスの電気使用量を管理するシステムの受託案件等により、一定の収益を計上いたしました。
IoTを実現するプラットフォーム「dalchymia（ダルキュミア）」を用いた実証実験に関する受託開発案件、及び、利用料収入は小規模であるものの将来の利用料収入増につながる評価利用案件が複数実現しております。引き続きIoTの普及に向けて利用価値の高いプラットフォームを目指して技術開発も継続して実施しております。

営業費用面では、役員及び従業員等の人件費として506,312千円（前事業年度比7.4％減）及び、経費として746,705千円（同21.8％減）を計上しました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は140,569千円（同31.7％減）です。
以上の結果、営業損失208,571千円（前事業年度 営業損失441,341千円）、経常損失209,637千円（同 経常損失439,132千円）、当期純損失222,768千円（同 当期純損失549,012千円）となりました。

当事業年度の業績が純損失を生じる結果となりましたので、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきます。また、内部留保している資金は、革新的な技術を生み出す研究開発や世界的に競争力を持つ製品の開発、並びに販売力の強化、新分野への進出を容易かつ確実なものにするための合併・買収等に積極的に活用し、財務面での健全性を維持しながら、業績拡大を目指す所存です。

今後の配当につきましては、業績拡大が確実なものとなり、一定の利益水準を達成した段階において、配当の再開を検討してまいります。

当社は平成25年３月、平成26年３月及び当事業年度と３期連続して営業損失を計上しております。その原因としては、販売注力セグメントを、スマートエネルギー/スマートホーム分野を含むIoT関連分野及び車載機器分野に変更し、売上が減少する中、新規事業として主にIoTを実現するプラットフォームの開発費用負担が損失を拡大していたものと考えております。
しかしながら、当事業年度においては、新しい市場向けの製品、サービスが整いつつある中、市場自体も具体的な需要が発生する状況に成長しており、当社の製品・サービスの引き合いも活発化し、実績としても、当事業年度は、前事業年度の営業損失を大きく軽減するに至りました。

この流れは、翌事業年度にも継続し、新しい市場における収益拡大は加速していくものと想定しております。

一方、新しい市場であるため、市場環境の変化や不測の事態により想定する展開に至らない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、営業損失が継続したことによる資金不足の懸念については、当事業年度末時点における現預金及び有価証券の合計金額が1,397,097千円あること、また、仮に、M&A、資本提携による多額の資金需要が発生した場合は平成26年12月にメリルリンチ日本証券株式会社に対して発行した新株予約権に基づき調達した資金を基に実施する予定であることから、少なくとも短期的な懸念事項としては該当しないと考えております。

(2) 対処すべき課題

① 事業環境及び市場に関する課題

当社をとりまく事業環境は急速に変化しつつあります。従来、当社の主要顧客であった国内エレクトロニクス業界は回復基調にあるものの、今後の市場の成長性から、スマートエネルギー関連及び自動車関連業界における情報通信技術のニーズの高まりがより加速しており当社も注力セグメントをこれらに移行し、新しい市場及び顧客に対する営業活動を推進する過程で、収益化への時間が長期化し、当社ソフトウェアのライセンス収益が減少して、利益率の低下につながっております。これに対処するには他社に先駆けて競争力の高い製品やIoT時代に向けた新しい技術、サービスを投入し、かつ販売力を高めることで収益の拡大を図っていく必要があります。しかし、組込みソフトウェアをめぐる市場環境は今後も厳しい状況が続くものとみており、新たな収益基盤の構築に向けた事業転換も併せて進めていくことが課題となります。

② 事業ポートフォリオに関する課題

国内エレクトロニクス業界は、回復基調にはあるものの収益性が低下し続けるものとみており、早期の大幅な回復が難しいと想定されることから、今後、継続的な成長が見込まれるスマートエネルギー関連及び自動車関連業界における情報通信技術や、大きな市場が形成されることが予測されるIoT関連の分野において、これまでの減少分を超える売上高向上を実現して、安定した事業ポートフォリオの形成を加速することが課題です。

そのためには、注力分野での有力なパートナーとの提携を含め、ネットワーク分野、及び高速起動分野の事業を更に拡大させると共に収益率を向上させ、データベース分野における収益を着実に確保し、安定的な高成長が継続して期待できる自動車関連の分野における収益拡大と、スマートエネルギーシステムを構成するHEMS、ホームコントロール関連などに向け、当社の情報通信技術を活用した新製品の早期提供を図るとともに、顧客への提案力を高め、案件当たりの単価、収益性を向上するソリューション提案力の強化を行ってまいります。

③ 新規事業に関する課題

新規事業として、IoT向けのサービスにおいて、当社が培ってきた組込みソフトウェアと連携させた提供を目指しており、HEMSに関するサービスで実現しております。このようなエネルギー・マネジメントなど、いわゆるスマ

ート社会に向けた市場規模は急速に拡大しているものの、参入企業も多く、特徴のある製品・サービスを迅速に提供すること、及び当該業界において有力な企業とのパートナーシップを構築することが重要となります。また、HEMSを含むスマートエネルギー分野や、ホームコントロールなどのスマートホーム分野や、商用提供を開始した「dalchymia」というクラウドサービスの提供に当たっては、開発及び運営に関する体制の強化が必要であり、人員の強化、他社との協業や、場合によってはM&A等による体制確立を加速させることが課題となります。

④　体制強化と効率化

競争力のある自社製品開発と、さまざまな顧客案件対応を並行して進めるために、引き続き優秀な人材の確保と効率的にプロジェクトを運営するためのマネジメント体制の強化が課題となります。一方、人材の配置については収益性に基づいた見直しを行うとともに、コスト削減に取り組み、収益性の改善を目指します。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成26年12月25日に第三者割当てにより１個当たり100株の新株予約権15,000個をメリルリンチ日本証券株式会社に対して付与し、平成26年12月26日から平成27年３月31日までに3,017個行使され、301,700株の新株式を発行し、これにより総額262,476千円の資金調達を行いました。

(4) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の主な内訳は、有形固定資産の取得55,775千円、及びソフトウェアの取得15,220千円です。

なお、有形固定資産の主なものは、新本社ビル移転に伴う支出であります。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	第11期 平成24年３月期	第12期 平成25年３月期	第13期 平成26年３月期	第14期 (当事業年度) 平成27年３月期
売上高(千円)	915,262	892,438	764,443	885,651
営業利益又は営業損失（△）(千円)	63,023	△52,437	△441,341	△208,571
経常利益又は経常損失（△）(千円)	64,683	△43,837	△439,132	△209,637
当期純損失（△）(千円)	△18,642	△97,310	△549,012	△222,768
１株当たり当期純損失（△）(円)	△2.17	△11.34	△61.81	△24.79
総資産(千円)	2,319,589	2,280,562	1,815,296	2,019,720
純資産(千円)	2,142,610	2,166,448	1,705,348	1,816,251
１株当たり純資産額(円)	249.91	245.21	187.76	191.37

(注) 平成25年10月１日付で１株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業内容	提供する製品・サービス
組込みソフトウェア事業	デバイス組込み用ソフトウェアの開発及び販売を行っております。
サービス事業	Internet of Things(モノのインターネット)向けのサービス及びこれに関連する製品・サービスの開発、販売及び提供を行っております。

(7) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

本社　東京都新宿区西新宿六丁目10番１号　日土地西新宿ビル20階
なお、平成27年４月１日付にて、東京都新宿区西新宿一丁目21番１号明宝ビル６階に本社を移転しております。

(8) **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
50人	42.3才	4.7年

セグメントの名称	従業員数（人）
組込みソフトウェア	33
サービス	6
報告セグメント計	39
全社（共通）	11
合計	50

（注）１．従業員数は、就業人員です。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、研究開発本部及び管理本部に所属しているものであります。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　31,200,000株

② 発行済株式の総数　9,311,900株

③ 株主数　8,965名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
末松亜斗夢	408,000株	4.38%
鈴木仁志	400,000	4.30
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMTED AS TRUSTEE OF UBIQUITOUS FUND-CLASS D（常任代理人　立花証券株式会社）	241,000	2.59
株式会社村田製作所	202,000	2.17
株式会社ＳＢＩ証券	144,800	1.55
ユビキタス従業員持株会	118,900	1.28
MLI EFG NON TREATY CUSTODY ACCOUNT（常任代理人　メリルリンチ日本証券株式会社）	111,700	1.20
五味大輔	110,000	1.18
日本証券金融株式会社	79,600	0.85
南方達生	72,000	0.77

（注）１．自己株式は所有しておりません。

２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は369,000株増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成27年３月31日現在）

平成20年６月20日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- 新株予約権の数
  100個（新株予約権１個につき100株）
- 目的となる株式の種類及び数
  普通株式　10,000株
- 新株予約権の払込金額
  無償
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  １個当たり397円
- 新株予約権の行使期間
  平成22年７月１日から平成28年６月30日まで
- 新株予約権の行使の条件
  a．新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
  ・本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日より１年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
  ・本新株予約権の割当日の翌日より３年間経過した日より１年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
  ・本新株予約権の割当日の翌日より４年間経過した日より１年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
  ・本新株予約権の割当日の翌日より５年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
  b．本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
  c．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
- 100個の新株予約権は当社取締役１名が保有しております。

平成23年６月23日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- 新株予約権の数
  350個（新株予約権１個につき100株）

● 目的となる株式の種類及び数
普通株式　35,000株
● 新株予約権の払込金額
無償
● 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり505円
● 新株予約権の行使期間
平成26年６月２日から平成31年５月31日まで
● 新株予約権の行使の条件
ａ．新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、当該権利行使は、毎年５月15日から同月末日まで、８月15日から同月末日まで、11月15日から同月末日まで、又は２月15日から同月末日までの各期間内（各期間の最終日が当社の休業日の場合は直前の営業日までとする。）に限って行うことができるものとする。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
・本新株予約権の割当日の翌日より２年間経過した日より１年間は、全体の割当数の33.3％まで、新株予約権を行使することができる。
・本新株予約権の割当日の翌日より３年間経過した日より１年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計66.6％に達するまで、新株予約権を行使することができる。
・本新株予約権の割当日の翌日より４年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
ｂ．本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
ｃ．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
● 350個の新株予約権は当社取締役３名が保有しております。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野勝大	
取締役	長谷川聡	事業本部長
取締役	間中信一	研究開発本部長
常勤監査役	光岡誠治	
監査役	大貫篤志	株式会社セールポン代表取締役
監査役	三輪忠司	司法書士三輪忠司事務所代表

（注）１．監査役 光岡誠治氏、大貫篤志氏及び三輪忠司氏は、社外監査役です。

２．監査役 大貫篤志氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．当社は、監査役光岡誠治氏及び大貫篤志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
長谷川聡	執行役員 事業本部長	取締役 事業本部長	平成26年６月20日

５．当事業年度中における退任した取締役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三原寛司	平成26年６月20日	辞任	取締役

６．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めたところ、適任者を得ることができましたので、平成27年６月16日開催予定の第14回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	４名	42,696千円
監　査　役	３名	13,500千円（うち社外監査役３名　13,500千円）
合　計	７名	56,196千円

（注）１．平成16年10月22日開催の臨時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額５億円以内、監査役分が年額１億円以内です。
２．上記報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額2,402千円（取締役４名に対し2,402千円）が含まれております。
３．当期末の取締役の員数は３名、監査役の員数は３名です。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成26年６月20日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでいるためです。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

① 基本方針

取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。

② 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議にて決定しております。職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの３要素によって構成します。なお、平成27年３月期はこのうち基本報酬の支給及びストック・オプションの費用計上を行っております。

③ 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、職責に応じて監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 監査役　光岡誠治

a．主な活動状況

ア．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された18回の取締役会全てに出席し、意見やアドバイスを述べております。

イ．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された11回の監査役会全てに出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。

b．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金５百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

② 監査役　大貫篤志

a．主な活動状況

ア．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された18回の取締役会全てに出席し、意見やアドバイスを述べております。

イ．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された11回の監査役会全てに出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。

b．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金５百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

c．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社セールポン代表取締役であり、同社との間には特別の関係はございません。

③ 監査役　三輪忠司

a．主な活動状況

ア．取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された18回の取締役会全てに出席し、意見やアドバイスを述べております。

イ．監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度中に開催された11回の監査役会全てに出席し、主に業務監査の状況に対して意見を述べました。

b．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金５百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

c．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

司法書士三輪忠司事務所代表であり、同事務所との間には特別の関係はございません。

５．会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保する体制

① コーポレート・ガバナンス

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行っております。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

② コンプライアンス

「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は社長です。

③ 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図っております。

④ 内部監査

内部監査は、原則として社長自らが実施し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、様々なリスクに対処するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限一覧」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要あると認めたときは、監査役の職務を補助する専任の使用人を置くものとします。

(6) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属するものとし、取締役、使用人は監査役の職務を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、監査役を補助する使用人の人事考課は、監査役会で定めた監査役が行うものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、定期的に自己の職務執行状況を監査役に報告しております。

取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告しております。

- 財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
- 業績及び業績の見通しの発表の内容
- 内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
- 行政処分の内容
- その他監査役が求める事項

使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令又は定款違反事実がある場合には、直接報告することができます。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**1,755,979**	**流　動　負　債**	**167,595**
現金及び預金	997,161	買掛金	21,932
売掛金	278,245	未払金	69,978
有価証券	399,936	未払費用	10,487
商品及び製品	4,970	未払法人税等	4,755
仕掛品	2,297	未払消費税等	23,011
前払費用	20,654	前受金	15,329
1年内回収予定の差入保証金	47,031	預り金	3,856
その他の流動資産	5,682	資産除去債務	18,244
固　定　資　産	**263,740**	**固　定　負　債**	**35,873**
有形固定資産	**51,564**	繰延税金負債	21,299
建物	50,098	資産除去債務	14,574
工具、器具及び備品	1,465	**負　債　合　計**	**203,469**
無形固定資産	**56,075**	（純　資　産　の　部）	
ソフトウェア	50,576	**株　主　資　本**	**1,747,164**
ソフトウェア仮勘定	5,498	**資本金**	**758,471**
投資その他の資産	**156,101**	**資本剰余金**	**728,471**
投資有価証券	121,050	資本準備金	728,471
差入保証金	35,050	**利益剰余金**	**260,221**
		その他利益剰余金	260,221
		繰越利益剰余金	260,221
		評価・換算差額等	**34,866**
		その他有価証券評価差額金	**34,866**
		新株予約権	**34,220**
		純　資　産　合　計	**1,816,251**
資　産　合　計	**2,019,720**	**負債・純資産合計**	**2,019,720**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**885,651**
売上原価		**430,423**
売上総利益		**455,228**
販売費及び一般管理費		**663,799**
営業損失		**208,571**
営業外収益		
受取利息	479	
有価証券利息	844	
受取配当金	915	
雑収入	1,580	3,819
営業外費用		
為替差損	8	
新株予約権発行費	4,878	4,886
経常損失		**209,637**
特別利益		
新株予約権戻入益	576	576
特別損失		
本社移転費用	7,383	
減損損失	5,774	13,158
税引前当期純損失		**222,219**
法人税、住民税及び事業税	2,673	
法人税等調整額	△2,124	549
当期純損失		**222,768**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成26年４月１日残高	609,839	579,839	579,839	482,989	482,989	1,672,667
事業年度中の変動額						
新株の発行	148,632	148,632	148,632			297,264
当期純損失				△222,768	△222,768	△222,768
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	148,632	148,632	148,632	△222,768	△222,768	74,496
平成27年３月31日残高	758,471	728,471	728,471	260,221	260,221	1,747,164

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年４月１日残高	6,469	6,469	26,211	1,705,348
事業年度中の変動額				
新株の発行				297,264
当期純損失				△222,768
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	28,397	28,397	8,009	36,406
事業年度中の変動額合計	28,397	28,397	8,009	110,902
平成27年３月31日残高	34,866	34,866	34,220	1,816,251

【個別注記表】

1．記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数は建物５年、工具、器具及び備品３年です。

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについて、見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（３年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法により償却しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェア受託開発売上高及び売上原価の計上基準

事業年度末日までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する契約の事業年度末日における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　28,246千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,942,900株	369,000株	－株	9,311,900株

(注)普通株式の発行済株式総数の増加369,000株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものです。

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議日	平成21年5月15日	平成24年6月1日	平成26年12月8日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	19,200株	17,400株	1,198,300株
新株予約権の残高	192個	174個	11,983個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、外貨建の営業債権は、為替リスクにさらされております。

有価証券は、合同運用金銭信託及び売掛債権信託受益権であり、投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、それぞれ発行体の信用リスク及び価格の変動リスクにさらされております。

差入保証金は、本社の賃借に関するもので、貸主の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日です。また、未払金、未払法人税等、未払消費税等についても、１年以内の支払期日です。

買掛金や未払金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクは僅少であると認識しております。

・市場リスク（価格の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に発行体から財務状況、信用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建の債権については、その金額が僅少であるためヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	997,161	997,161	－
(2) 売掛金	278,245	278,245	－
(3) 有価証券	399,936	399,936	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	100,863	100,863	－
(5) 差入保証金（1年内回収予定を含む）	82,082	81,829	△253
資産計	1,858,288	1,858,035	△253
(1) 買掛金	21,932	21,932	－
(2) 未払金	69,978	69,978	－
(3) 未払法人税等	4,755	4,755	－
(4) 未払消費税等	23,011	23,011	－
負債計	119,677	119,677	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金　(2) 売掛金　(3) 有価証券

これらは、おおよそ短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらは、取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

これらは、信用リスクが僅少であると認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割引いた現在価値を算定しております。

負　債

(1) 買掛金　(2) 未払金　(3) 未払法人税等　(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	20,186

これらは、非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券（その他有価証券）」は、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	997,161	－	－	－
売掛金	278,245	－	－	－
有価証券	399,936	－	－	－
差入保証金	47,031	35,050	－	－
合計	1,722,374	35,050	－	－

6．税効果会計に関する注記
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	1,782千円
減価償却費	12,925
商品評価損	3,833
減損損失	17,159
資産除去債務	10,752
繰越欠損金	288,671
繰延税金資産小計	335,126
評価性引当額	△335,126
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
資産除去費用	△4,634
その他有価証券評価差額金	△16,665
繰延税金負債合計	△21,299
繰延税金負債の純額	△21,299

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	191.37円
(2) １株当たり当期純損失	24.79円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社ユビキタス
　　取 締 役 会　御中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　鳥居　宏光　　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　佐野　明宏　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユビキタスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日　株式会社ユビキタス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　光　岡　誠　治　㊞

社　外　監　査　役　大　貫　篤　志　㊞

社　外　監　査　役　三　輪　忠　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

（議案及び参考事項）

第１号議案　定款一部変更の件

１.提案の理由

①　当社は、新規事業として開始したサービス事業において、クラウドサービスやサービスプラットフォームの提供、関連するハードウェアの製造等従来の当社の主たる事業である組込みソフトウェア開発事業とは性質の異なる製品、サービスを企画、開発、販売しており、今後も特にIoT分野向けの製品、サービスの幅は広がっていくことが想定されます。また、資本提携等により他社事業に関連する事業に携わる可能性があります。

そこで、現行定款における事業目的について、拡大しつつあるサービス事業に関する事業目的を明確化するため、及び当社が事業展開の中で決済機能を有するシステムを運営することや、サービスプラットフォームを通じて各種コンテンツに関する事業を自ら営むことができるようにするために、現行定款第２条（目的）につき所要の変更を行うものであります。

②　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第29条第2項及び第40条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、コンピュータネットワーク機器及びコンピュータ周辺機器のシステム設計、企画開発、販売及び保守 ２．通信機器、オーディオビジュアル機器、家電製品のシステム設計、企画開発、販売及び保守 ３．音楽ソフト及び映像ソフトの企画、制作及び販売 ４．出版物の企画、制作、発行及び販売 ５．広告、宣伝に関する企画、制作及び代理店業務 ６．各種イベントの企画、製作及び運用 ７．コンピュータによる通信、情報提供サービス ８．グラフィックデザイン、工業デザイン等、商業デザインの企画、制作業務 ９．労働者派遣業務 １０．前１号、２号、３号、４号に関する輸出入業務 １１．前各号に関するマーケティング、技術支援、教育、コンサルテーション業務 １２．前各号に付帯関連する一切の業務	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、コンピュータネットワーク機器及びコンピュータ周辺機器のシステム設計、企画開発、販売及び保守 ２．通信機器、オーディオビジュアル機器、家電製品等の情報機器のシステム設計、企画開発、販売及び保守 ３．情報処理システムの設計、企画開発、販売、保守 ４．情報処理システムに基づく情報処理、情報仲介及び情報提供及び決済処理 ５．音楽、映像、データ等のコンテンツの企画、制作及び販売 ６．出版物の企画、制作、発行及び販売 ７．知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持、管理 ８．広告、宣伝に関する企画、制作及び代理店業務 ９．各種イベントの企画、製作及び運用 １０．グラフィックデザイン、工業デザイン等、商業デザインの企画、制作業務 １１．労働者派遣業務 １２．前１号、２号、３号、５号、６号に関する輸出入業務 １３．前各号に関するマーケティング、技術支援、教育、コンサルテーション業務 １４．前各号に付帯関連する一切の業務

現行定款	変更案
第２９条（取締役の責任免除） １．（条文省略） ２．当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	第２９条（取締役の責任免除） １．（現行どおり） ２．当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第４０条（監査役の責任免除） １．（条文省略） ２．当会社は社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	第４０条（監査役の責任免除） １．（現行どおり） ２．当会社は監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、社外取締役を選任すべく、取締役４名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位及び担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
1	佐野（さの）　勝大（まさひろ） （昭和41年８月４日生）	平成元年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 平成10年３月　マイクロソフト株式会社 入社 平成19年７月　同社業務執行役員デジタルライフスタイル推進戦略担当ディレクター 平成20年４月　同社業務執行役員デジタルライフスタイル推進戦略担当ディレクター兼米国Microsoft Corporation コンシューマーアンドオンラインインターナショナル日本担当ディレクター 平成20年９月　株式会社エムティーアイ 入社 上席執行役員 MS事業本部副本部長兼事業戦略室長 平成22年10月　当社 入社 執行役員事業本部長 平成23年４月　当社執行役員営業マーケティング本部長 平成23年６月　当社取締役営業マーケティング本部長 平成25年11月　当社代表取締役社長（現任）	666株

候補者番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位及び担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所 有 す る 当社の株式数
2	長谷川（はせがわ）　聡（さとし） （昭和42年10月12日生）	平成２年４月 ダイヤモンドファクター株式会社 （現三菱UFJファクター株式会社）入社 平成８年１月 株式会社ジャストシステム 入社 平成11年６月 株式会社デジオン 入社 平成14年４月 同社取締役 平成19年４月 同社執行役員 平成20年４月 株式会社オプティム 入社 セールス＆ マーケティング ディレクター 平成20年９月 当社入社 第二事業部 ディレクター 平成21年２月 当社事業本部 事業企画部長 平成21年12月 当社事業本部 副事業本部長 兼 事業企 画部長 平成23年４月 当社営業マーケティング本部 副本部 長 兼 ビジネス開発部長 平成24年10月 当社営業マーケティング本部 副本部 長 兼 スマートソリューション事業部 平成25年12月 当社執行役員 スマートソリューション 事業部長 平成26年４月 当社執行役員 事業本部長 平成26年６月 当社取締役 事業本部長(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社Miew社外取締役	600株

候補者番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位及び担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所 有 す る 当社の株式数
3	間中（まなか）　信一（しんいち） （昭和37年９月23日生）	昭和60年12月　日本ディジタルイクイップメント株式会社 入社 平成４年９月　マイクロソフト株式会社 入社 プロダクトマーケティング本部WindowsNTプロダクトマネージャ 平成６年７月　同社Windows開発部グループマネージャ 平成９年９月　同社Windowsエンベディッドシステム開発部グループマネージャ 平成10年９月　同社モバイルデバイス開発部シニアグループマネージャ 平成13年９月　同社IEBプラットフォーム開発統括部統括部長 平成19年９月　マイクロソフトプロダクトディベロップメント株式会社 業務執行役員ホーム&エンターテイメント事業本部プラットフォーム開発統括部統括部長 平成23年４月　当社 入社 執行役員開発本部長 平成25年６月　当社取締役開発本部長 平成26年４月　当社取締役研究開発本部長（現任）	8,507株

候補者番号	氏　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位及び担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
※４	大浦（おおうら）　博久（ひろひさ） （昭和35年９月４日生）	昭和58年４月 株式会社アスキー 入社 昭和61年５月 マイクロソフト株式会社 入社 第二営業部 課長 昭和63年５月 同社 極東セールス・スペシャリスト （Microsoft Corporation 転勤） 平成３年７月 同社 人事部 部長 平成５年８月 同社 OEM営業本部 本部長 平成７年６月 同社 取締役 平成９年４月 同社 常務取締役 平成15年３月 米国Microsoft Corporation 入社 XBOX Division, General Manager 平成15年９月 同Advanced Technology Division, Director 平成17年７月 同Windows Media Division, Director 平成18年９月 トランスコスモス株式会社 顧問 （現任） 平成18年９月 Transcosmos Investments & Business Development Inc.アドバイザー	0株

（注）１.※印は、新任の取締役候補者です。

２.候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

３.大浦博久氏は、社外取締役候補者であります。

４.大浦博久氏を社外取締役候補者とした理由は、マイクロソフト株式会社の取締役など企業経営者としての豊富な経験があり、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する監督と助言を頂けることから適任であると考えたためであります。

５.大浦博久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

６.当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。大浦博久氏が取締役に就任された場合には、社外取締役として当社との間で同内容の責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は、次のとおりです。

① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第１項の最低責任金額とのいずれか高い額を限度としてその責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意で重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役光岡誠治氏及び監査役大貫篤志氏が任期満了となりますので、新たに監査役２名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位及び担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
1	光岡（みつおか）　誠治（せいじ） （昭和24年８月13日生）	昭和51年４月 日本電気株式会社 入社 平成15年３月 NECエレクトロニクス株式会社 移籍社長付上席ソフトウェア戦略プロフェッショナル 平成16年11月 同社システムソフトウェア開発事業本部長（支配人） 平成20年８月 ビデェイス株式会社（現株式会社sMedio）監査役（現任） 平成23年６月 当社常勤監査役（現任）	0株
※2	阿部（あべ）　海輔（かいすけ） （昭和49年５月15日生）	平成13年９月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)　入所 平成19年２月 阿部海輔公認会計士事務所 設立 平成19年２月 監査法人ハイビスカス代表社員(現任) 平成19年２月 株式会社マネーパートナーズアドバイザリー 平成19年３月 ティー・ティーコーポレーション株式会社監査役 平成19年12月 株式会社ディア・ライフ監査役(現任) 平成20年４月 株式会社ティ・エイチ・アイ監査役 平成21年６月 明治通り税理士法人代表社員（現任）	0株

（注）１.※印は、新任の監査役候補者です。

２.光岡誠治氏は、株式会社sMedioの監査役を兼務しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

３.光岡誠治氏と阿部海輔氏は、社外監査役候補者です。

４.(1) 光岡誠治氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は半導体及びソフトウェアに関する業界経験も豊富で、他社でのマネジメント経験もあり、その経験と見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

(2) 阿部海輔氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として企業会計経験も豊富で、他社での監査役経験もあり、その経験と見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

5. 光岡誠治氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

6. 当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。光岡誠治氏との間で責任限定契約を締結しており、光岡誠治氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、阿部海輔氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で同内容の責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は、次のとおりです。

① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金５百万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第１項の最低責任金額とのいずれか高い額を限度としてその責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意で重大な過失がないときに限るものとする。

7. 当社は、光岡誠治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、阿部海輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第４号議案　会計監査人選任の件

現会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査役会の決議に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役会が監査法人Ａ＆Ａパートナーズを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、長年に亘る会計監査の実績を有し、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性及び監査活動の適切性・妥当性等から、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	監査法人Ａ＆Ａパートナーズ
事 務 所	主たる事務所 （東京事務所） 東京都中央区日本橋一丁目16番11号 その他の事務所 （名古屋事務所） 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目14番10号
沿　　革	平成２年７月　設立 （大蔵大臣設立認可　平成２年６月23日　蔵証1102号） 現在に至る
概　　要	出資金　48百万円 構成人員 社員（公認会計士）　13名 職員（公認会計士）　23名 （準会員）　１名 （その他）　９名 計　（常勤）　46名 関与会社（監査証明業務）　98社

（平成27年３月31日現在）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
BIZ新宿（新宿区立産業会館）１Ｆ 多目的ホール
交通機関　東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅(２番出口)」下車５分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅(Ａ５番出口)」下車８分

